

規約変更手続きの流れ

地縁による団体（自治会・町内会など）の手続き

総会の開催

規約の変更について、総会において議決を得る。
総会で変更事項が議決されたことを証する書類
<<議事録の作成>>

規約変更事項及び議決を得た事を記入
(議長・議事録署名人の署名、捺印が必要)

規約変更認可申請書の提出

【提出書類】

- ・ 規約変更認可申請書（第3号様式）
- ・ 議事録
(議長・議事録署名人の署名、捺印が必要)
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
(第4号様式)
- ・ 変更後の規約

提出

市役所手続

提出先:

各市民センター または、
南砺で暮らしません課

書類審査
認可

告示事項変更届出書の提出

規約を変更することにより、告示事項に変更がある場合は、併せて告示事項変更届出書の提出が必要です。

【告示事項とは】

- ◆ 名称
- ◆ 規約に定める目的
- ◆ 区域
- ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無 並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無
- ◆ 規約に定める解散の事由

※ 『告示事項変更申請手続き』を参照してください。

申請者（代表者）に通知
※規約の変更が認可されたことを通知します。